

## 保育所整備の個別審査基準（増改築等）（案）

審査事項	共通審査基準	個別審査基準(増改築等)	最高得点	備考	配点内訳（増改築等）	点数配分	備考		
1 各種保健福祉計画等との整合性 (配点 30点)	各種保健福祉計画等に適合すること。	① 老朽度が高く、建築後相当年数を経過している。(相対評価)	20		① 老朽度が高く、国が定める財産処分制限期間を超過した期間が最も長い。	20	該当するものいずれか		
					② 老朽度が高く、国が定める財産処分制限期間を超過した期間が2番目に長い。	15			
					③ 老朽度が高く、国が定める財産処分制限期間を超過した期間が3番目に長い。	10			
					④ 老朽度が高く、国が定める財産処分制限期間を超過した期間が4番目に長い。	5			
		② 定員が適正な規模であり、特別保育事業(延長保育及び一時預かり事業)を実施する計画となっている。	5		5		⑤ 子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)において、定員設定が供給不足解消に寄与する計画となっている。(増改築の場合)	3	該当するものいずれか
							⑥ 事業計画上、供給量が充足しているが、入所児童の安全確保、保育環境の改善及び供給量の維持のため、定員増を行わない整備が必要である。(改築及び大規模修繕等の場合)	3	
							⑦ 延長保育及び一時預かりの両方も実施する計画となっており、延長保育の時間が2時間である。	2	
		③ 札幌市の計画に沿って、環境に配慮した施設整備計画となっている。	5		5		⑧ 延長保育及び一時預かりの両方も実施する計画となっており、延長保育の時間が1時間である。	1	該当するものいずれか
							⑨ 「環境配慮型認可保育所(エコ保育園)」整備に関するガイドラインの別表に規定する「設備・技術」を2項目取り入れる計画となっている。	5	
					5		⑩ 「環境配慮型認可保育所(エコ保育園)」整備に関するガイドラインの別表に規定する「設備・技術」を1項目取り入れる計画となっている。	2	該当するものいずれか
			30			30			
2 設置地域における当該施設の必要性 (配点 10点)	設置地域における既存施設の分布状況及び利用状況並びに入所希望者の数から、当該施設の設置の必要性が認められること。	① 将来も相当な保育需要があることが見込まれる。	10		① 改築する施設の超過入所者数と待機児童数の合計数が15人以上である。(超過入所者数及び待機児童数については、把握できる直近月の数とする)	10	該当するものいずれか		
					② 改築する施設の超過入所者数と待機児童数の合計数が6人以上15人未満である。(超過入所者数及び待機児童数については、把握できる直近月の数とする)	6			
					③ 改築する施設の超過入所者数と待機児童数の合計数が1人以上6人未満である。(超過入所者数及び待機児童数については、把握できる直近月の数とする)	2			
						10			
3 用地の確保状況 (配点 10点)	施設用地を自己所有等の方法により確保できること。 また、本市の施策上の必要から市有地の貸与を行う場合には市有地貸与の基本方針(平成17年6月22日小澤副市長決裁)の貸与基準に合致すること。	① 屋外遊戯場について、施設整備計画に必要な面積を地上に確保している割合。	5		① 屋外遊戯場について、施設整備計画に必要な面積のすべてを地上に確保している。	5	該当するものいずれか		
					② 屋外遊戯場について、施設整備計画に必要な面積の50%以上を地上に確保し、残りを屋上等(代替園庭は除く。)に確保している。	4			
					③ 屋外遊戯場について、施設整備計画に必要な面積の50%未満を地上に確保し、残りを屋上等(代替園庭は除く。)に確保している。	3			
		② 施設設置に係るすべての土地(増改築等に伴い、仮設園舎が必要な場合はその土地を含む。)について、自己所有している(自己所有できることが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。)、又は国若しくは地方公共団体から貸与を受けている(貸与を受けられることが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。))。	5		5		④ 施設設置に係るすべての土地(増改築等に伴い、仮設園舎が必要な場合はその土地を含む。)について、自己所有している(自己所有できることが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。))、又は国若しくは地方公共団体から貸与を受けている(貸与を受けられることが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。))。	5	該当するものいずれか
							⑤ 施設設置に係る土地(増改築等に伴い、仮設園舎が必要な場合はその土地を含む。)について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受け、地上権又は賃借権を設定し登記できる(貸与を受け、及び地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記できることが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。))。	3	
					10			10	
4 計画施設の基本プラン (配点 10点)	計画施設の基本プランが、各施設種別ごとに国要綱(設備及び運営に関する基準)等で定める最低基準等を満たしているか、満たすことが確実であり、規模・規格等が適切妥当なものであること。 ※ この項目の評価にあたっては、特に保健福祉局保健福祉部長等の意見を聞くこと。	① 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積	5		① 年齢ごとの乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室(以下「保育室等」という)が、最低基準面積の120%以上の広さがある。	5	該当するものいずれか		
					② 年齢ごとの保育室等が、最低基準面積の110%以上の広さがある。	3			
					③ 年齢ごとの保育室等が最低基準面積の105%以上の広さがある。	1			
		② 児童の安全確保等に配慮した設計となっている。	2		2		④ 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室をすべて1階に設けている。	2	該当するものいずれか
							⑤ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室のいずれかを2階以上に設けている。	1	
		③ 自動車による送迎の利便性に配慮した計画となっている。	3		3		⑥ 駐車スペースとして、「計画定員÷20」台以上(※1台未満の端数がある場合は切上げ)のスペースを確保する計画となっている。	3	該当するものいずれか
							⑦ 駐車スペースとして、「計画定員÷30」台以上(※1台未満の端数がある場合は切上げ)のスペースを確保する計画となっている。	2	
							⑧ 駐車スペースを確保する計画となっている。	1	
			10			10			

保育所整備の個別審査基準(増改築等) (案)

審査事項	共通審査基準	個別審査基準(増改築等)	最高得点	備考	配点内訳(増改築等)	点数配分	備考
5 資金計画 (配点 10点)	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。 ※ 独立行政法人福祉医療機構以外からの融資は、原則として認めない。	① 当初資金が確保されている。 (自己資金が確保されている。個人又は団体からの寄附が確実で、その寄附全部について連帯保証人が確保されている。)  ② 借入を行わない、又は借入を行う場合は、借入金償還財源が確保されている。 (寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている、又は保育所を運営する社会福祉法人等で、償還額が償還財源として充当可能な保育所運営費相当額又は既存事業の余剰金の範囲内であり、繰入が確実である。)	5		① 当初資金の全部について、自己資金が確保されている。	5	該当するものいずれか
					② 当初資金の全部又は一部について、個人又は団体からの寄附が確実で、当該寄附の全部について連帯保証人が確保されている。	3	
					③ 借入を行わない。	5	該当するものいずれか
					④ 借入金額が設置者負担総額の20%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が償還財源として充当可能な保育所運営費相当額又は既存事業の余剰金の範囲内となっている。	4.5	
					⑤ 借入金額が設置者負担総額の20%以上40%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が償還財源として充当可能な保育所運営費相当額又は既存事業の余剰金の範囲内となっている。	4	
					⑥ 借入金額が設置者負担総額の40%以上60%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が償還財源として充当可能な保育所運営費相当額又は既存事業の余剰金の範囲内となっている。	3.5	
					⑦ 借入金額が設置者負担総額の60%以上80%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が償還財源として充当可能な保育所運営費相当額又は既存事業の余剰金の範囲内となっている。	3	
					⑧ 借入金額が設置者負担総額の80%以上となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が償還財源として充当可能な保育所運営費相当額又は既存事業の余剰金の範囲内となっている。	2.5	
		10	10				
6 設置主体の事業実績 (配点 10点)	〔既存法人〕 近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、監査指導室長の意見を聞き、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。 〔設立希望者〕 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。 ※ この項目の評価にあたっては、特に監査指導室長等の意見を聞くこと。 ※ 設立代表者が既存社会福祉法人の代表者の場合、原則として新設法人を設立できない。	① 札幌市からの文書指導事項もしくは札幌市以外からのこれに相当する指導事項がない、又はこれらの指導事項はあるが現在は改善されているか、改善計画の策定等、改善の目的が立っている(過去3年間)。	10		① 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項がない(過去3年間)。	10	該当するものいずれか
					② 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、現在は改善されている(過去3年間)。	6	
					③ 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、改善計画の策定等、改善の目的が立っている(過去3年間)。	3	
							10
7 設置主体の役員構成 (配点 10点)	必要人数、適正な役員構成、特別関係人制限等、「社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」第4に定める法人の組織運営に係る要件を満たしているか、満たすことが確実であること。	① 社会福祉法人の場合、共通審査基準に同じ。 ② 社会福祉法人以外の者の場合、国の法令・通知等を踏まえた基準を満たしている。	10	該当するものいずれか	① 役員(予定者)等に、社会福祉事業に関し学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が参画している。(社会福祉法人の場合)	10	該当するものいずれか
					② 「社会福祉法人以外の者による国の法令・通知等を踏まえた基準を満たしている。(社会福祉法人以外の場合)	10	
8 準備状況 (配点 10点)	整備計画(主旨・事業内容・資金計画等)について理事会又は設立準備委員会の議決を経ていること。	① 共通審査基準に同じ	10		① 理事会等(設立準備委員会)で施設整備に必要な事項(整備施設の規模・構造、用地の確保状況、当初資金の確保、借入れ金額及びその償還計画等)について十分に計画・審議している。	10	
							10
			100			100	

【優先順位の決定方法】

各項目の合計点数(100点満点)により審査を行い、合計点数が同点の場合、上記の審査事項1-①の評点の高い方を優先順位上位とする。